

返戻金規定

有料職業紹介事業により就業をした求職者が、入社後もしくは入社前に、求職者の都合により入社を辞退、または次に定める期間中に退職した場合、紹介手数料を返戻する。

ただし、返戻金の対象となり得る事例が発生した場合には、その責が求職者と就業先のどちらにあるか確認を行うため、就業先には一定の情報提供等の協力を求める。

なお、契約先の法人と株式会社e-pickの契約において、次の定めと異なる取り決めを行う場合がある。

返戻金制度の 対象期間	就業初日から 14日以内	就業15日を超えて 30日以内	就業31日を超えて 60日以内	就業61日を超えて 90日以内
返戻金額	手数料の100%	手数料の80%	手数料の60%	手数料の40%

株式会社e-pick
代表取締役 佐藤 淳哉